

意見交換会質疑応答 2019年7月18日（会場：神戸公民館）	
質問1	集団資源回収に空き箱等の紙類を縛って出しているが、紙製容器包装等とはどのようなものを指すのか。
質問1への回答	新聞・雑誌・段ボールなどは縛って資源回収に出して、汚れた紙やティッシュ以外の紙類（メモ用紙や割りばしの紙袋など）は紙製容器包装等として出してください。 また、内側がアルミでコーティングされている紙パックは、資源回収の対象外となりますので、紙製容器包装等として出してください。 今まで燃やせるごみとして出していた紙類を紙製容器包装等として出していただくことで、ごみの減量につながりますので、これからも分別方法を積極的にPRしていきます。
質問2	ごみ処理施設について、なぜ広域化をすることになったのか。
質問2への回答	新しいごみ処理施設を建設することにより、ダイオキシン対策などの高度な環境保全対策ができます。また、ごみ処理を広域化することにより、新たなごみ処理施設の建設費や維持費を抑えるとともに、各自治体のごみ処理に係る費用を減少させることができます。これらの理由により、知多南部ブロックの2市3町はごみ処理施設を広域化することに合意しました。
質問3	有料化とは最後の手段のはずであり、ほかに減量の施策を行うべきではないか。
質問3への回答	これまでも資源の分別や生ごみ処理機の補助金等、多くのごみ減量施策に取り組み市民の皆様にご協力いただいているところですが、中々ごみ減量が進まずに減量目標を達成できていないというのが現状であることから、ごみの有料化の検討に至りました。
質問4	有料化の収入はいくらで、何に使う予定なのか。
質問4への回答	有料化後の収入は、2億3千万を見込んでおります。この収入から、袋の製造費用や公共資源回収ステーションの運営費用、樹木の再資源化の新たなごみ減量施策に充当し、残りをごみ処理費用に充当します。現在は、大部分のごみ処理費用を税金で賄っていますので、これまでごみ処理費用に充てていた税金をほかの施策に充てるということも考えられます。具体的な数字は実施計画策定までに示していきます。
質問5	食品の白色トレーはスーパーで回収をする義務があるので、そういったことを徹底すればごみ量は減ると思う。また、カンやビンも資源回収の品目だが、不燃ごみの日に出されている。
質問5への回答	今年度からごみ出し冊子に市内スーパーや市内無料回収拠点を掲載しておりますので、こちらにも積極的にPRしていきます。また、毎年行っているごみの分析調査で、ごみの中に多くの資源が含まれていることが確認されており、資源排出機会拡大のために令和元年10月から公共の資源回収ステーションを開設します。
質問6	既に分別をきちんと行っている市民は、資源の分別を徹底してもごみの減量につながらないと思う。
質問6への回答	いつも分別にご協力いただきありがとうございます。毎年行っているごみの分析調査では、ごみの中に含まれる資源の割合を調査しています。結果として、燃やせるごみの中には約20%、燃やせないごみの中には約75%もの資源がごみとして排出されていました。すべての市民の皆様が、しっかりと分別していただくことでごみ減量につながると考えております。

質問 7	10 月から開始する公共資源回収ステーションについて、市内 2 か所を隔週で開催する予定とのことだが、資源ごみを家に保管しておくことは場所をとるため困難であるため、2 か所だと少ないと思う。各地区に置場を設置してほしい。
質問 7 への回答	まずは地域で活動していただいている集団資源回収が第一と考えており、今年度は 2 か所で公共資源回収ステーションを開設し、どれくらいの量の資源が集まるのか状況を把握したうえで、皆様の要望をお聞きしながら今後設置場所を増加していくか検討していきたいと思います。
質問 8	ごみ処理施設を広域化し一つの施設に集約してしまうと、災害が起きたときに災害ごみを処理できるのか。
質問 8 への回答	災害が起こった場合は、各市町で災害ごみを一時的に集める仮置場を開設し、集まった災害ごみを順次施設で処理していきます。
質問 9	有料化後のクリーンセンターへのごみ搬入手数料について、10 kg あたり 100 円とのことだが、例えば 11 kg の場合は 200 円になるのか。
質問 9 への回答	現在の半田市クリーンセンターの計量機は、四捨五入で計量しますので、11 kg の場合は 100 円となります。なお、新施設の計量機の仕様につきましては、詳細が決定し次第お知らせしていきます。
質問 10	有料化後に木などの袋に入りきらないようなものをステーションに出したい場合は、どうしたら良いか。
質問 10 への回答	枝木については、原則袋に入れてステーションに出していただくこととなります。現在は、直径 5 cm 以上 20cm 未満の太い枝は、ひもで束ねて燃やせないごみの日に出していただいておりますが、有料化後の排出方法につきましては、近隣市町の方法を参考にしながら検討していきます。 なお、今年の 10 月からクリーンセンターに搬入される刈草・剪定枝の分別回収・資源化を実施します。ステーションに出すのではなく、クリーンセンターへ搬入いただくようお願いします。
質問 11	有料化で生じた収益は何に使う予定なのか。
質問 11 への回答	ごみ袋有料化による手数料については、ごみ袋の製造費・ごみ処理費用・新たなごみの減量施策に充てていきたいと考えております。また、これまではごみ処理費用の大部分に税金を充てていましたので、これにより充てなくてもよくなった税金をその他の市民サービスの向上に充てることのできるため、市民の皆様へ還元できると考えています。
質問 12	10 月から開始する刈草・剪定枝の資源化について、堆肥化やチップ化したものは、配布するのか、または売却する予定なのか。
質問 12 への回答	クリーンセンターに持ち込まれた刈草・剪定枝は、再資源化業者にリサイクル工場まで運んでもらい、そこで堆肥化・チップ化の処理をしていきます。資源化されたものは、業者の再資源化先のルートで使用することになっていきますので、市民に配布する予定やクリーンセンターで売却する予定はありません。